

# 廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る 政省令の制定及びガイドライン策定



沿岸海洋研究部 沿岸防災研究室長 小田 勝也

## 1. 新制度導入の背景と概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が2004年4月に一部改正され、廃棄物最終処分場跡地等の利用によって生活環境保全上の支障が生じるおそれのある土地のリスク管理を行うための制度が導入された。廃棄物最終処分場は、陸海とも掘削等による遮水工の破損や埋め立てられた廃棄物の攪拌等の行為がなく、そのままの状態であれば生活環境保全上の問題が生じるおそれはない。今回の規制強化で都道府県知事等は、廃棄物が地中にある土地で掘削、造成、建築物の築造等形質変更が行われることにより、**図-1**に示すような生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を指定することとされ、当該区域内で土地の形質変更を行うものには施行方法の基準に従い実施すること及び都道府県知事等に事前に届け出ることが義務付けられた。

国総研では港湾の廃棄物埋立護岸の計画・設計・施工法や海面廃棄物最終処分場(以下、「海面処分場」という。)の環境リスク管理などの研究成果を活用し、本制度を運用するための政省令(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同法施行規則」)改正案の検討、施行のためのガイドライン策定に参画した。

## 2. 海面処分場の必要性と特徴

近年、内陸での廃棄物最終処分場の確保が困難になりつつある。また、大都市圏を中心として廃棄物の最終処分は海面処分に大きく依存しているのが現状である。このため、海面処分場を確保するという要請が全国的に高くなっている。

海面処分場は、陸上に建設される廃棄物処分場と比較した場合、構造的な面では自然堆積粘土地盤が底面遮水層となること、廃棄物埋立護岸が護岸機能と側面遮水工を兼ねること、内水位が高く、廃棄物

の大部分が水中に位置するため廃棄物の安定化に要する時間が陸上に比べて長いこと等の特徴がある。また、公有水面を埋め立てて作られた処分場であることから、廃棄物処分終了後は港湾計画等に従って適正な土地利用を図るという目的を有することが計画面における特徴である。

## 3. ガイドライン等の策定

環境省は、政省令改正に関する助言を受けるとともに、ガイドラインの策定を進めるために「廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会」及びガイドライン等の執筆・調整にあたる「同作業部会」を設置した。

海面処分場の跡地利用を適正かつ安全に進めるためにはガイドライン等が上述の海面処分場の特徴を反映したものでなければならない。このため、国総研は環境省の要請を受けて委員会及び作業部会に参画し、海面処分場に関連するガイドラインの一部を執筆するなど主体的に取り組み、国総研案も取り入れたガイドライン等が策定された。本制度は、2005年4月から施行されている。

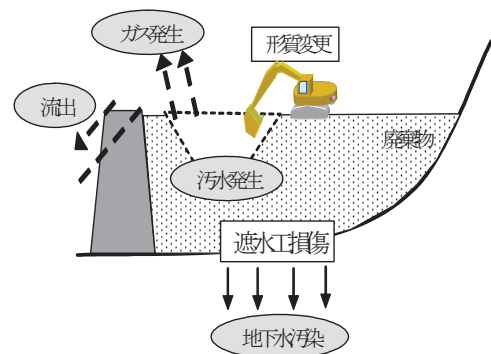


図-1 廃棄物処分場跡地形質変更のイメージ